



## 遺言が複数でてきたら？



父が亡くなったので遺品の整理をしていたところ

**本人が書いたものと思われる遺言書（自筆証書遺言）**

**公証役場で作成した遺言書（公正証書遺言）**

の2通が見つかりました。どう扱ったらよいのでしょうか？

原則として、**作成日付が後の遺言書が有効**なものになります。

**1通目の遺言書**と**2通目の遺言書**で内容が抵触する（内容が矛盾する）場合、後に作成した遺言により前に作成した遺言が取り消されたことになるためです。

①  
2015年6月5日



②  
2018年10月1日



**②が有効！**

遺言が取り消されたことになるのは**抵触する部分のみ**なので、一部のみ抵触しているからといって前の遺言の全体が無効になるわけではありません。

また、1通が自筆証書遺言で、もう1通が公正証書遺言の場合、公正証書遺言の方が無条件に有効となるわけではありません。

あくまでも遺言書作成日の前後によります。

後から作成する遺言が自筆証書であれ公正証書であれ（同様に、前に作成した遺言が自筆証書であれ公正証書であれ）法的要件を満たしていれば遺言を取り消すことができます。



**遺言とは遺言者の自由な最終意思を確保するための制度だからです。**

遺言については、私たちF&Partnersにお任せください！

今週の  
お客様の**声**

相談しようか  
迷っている人へ

四日市 あらき様

守心で頑張るよ。ありがとう。

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 0120-256-113

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を！

